

片岸地区地権者連絡会・復興まちづくり協議会

平成25年6月23日(日)

14:00 ~ 16:00

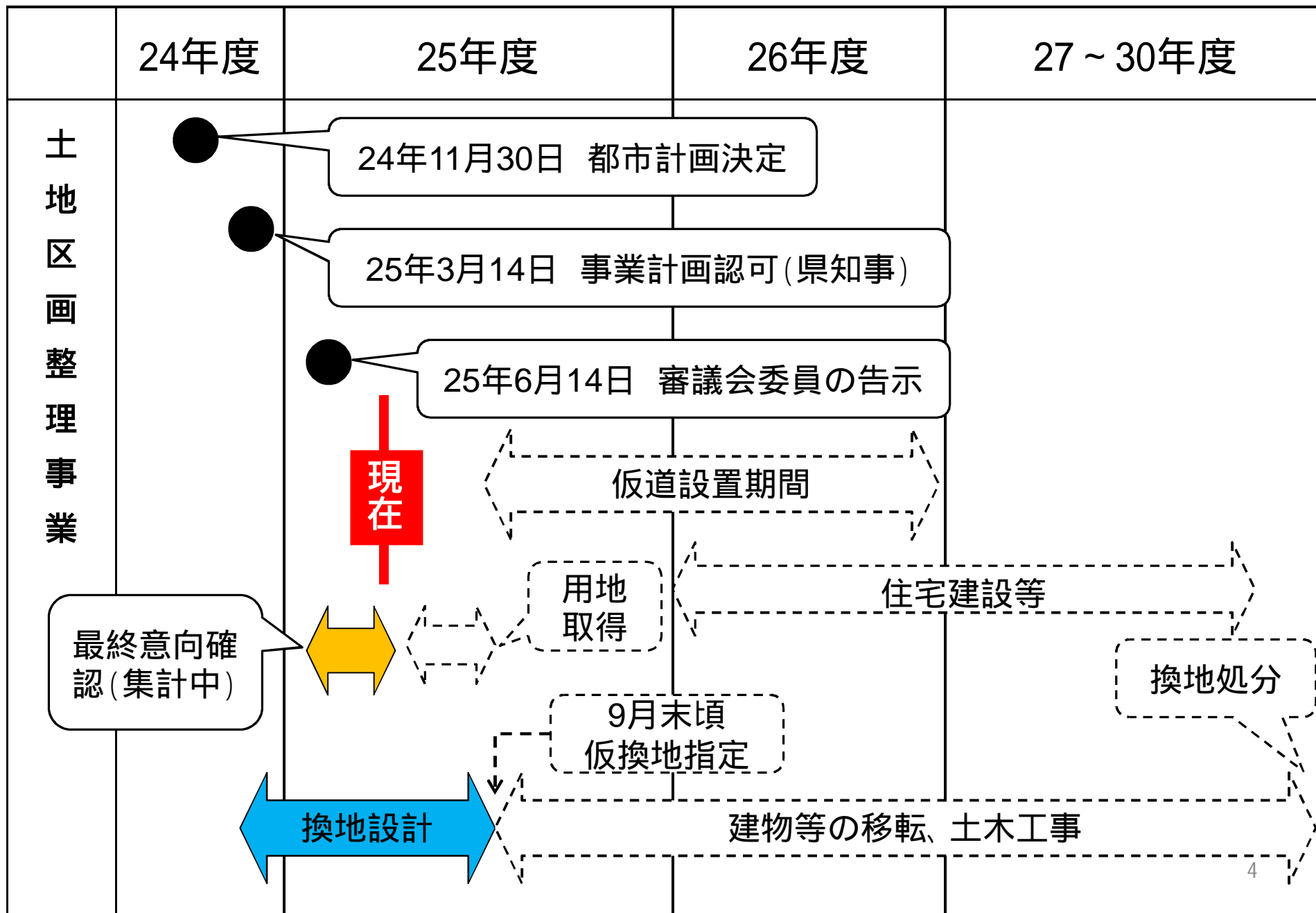
次第

1. 市長からの挨拶
2. 復興事業実施スケジュールについて
3. 県道吉里吉里釜石線の整備について
4. 住宅再建支援制度について
5. 私的整理ガイドラインについて
6. 意見交換

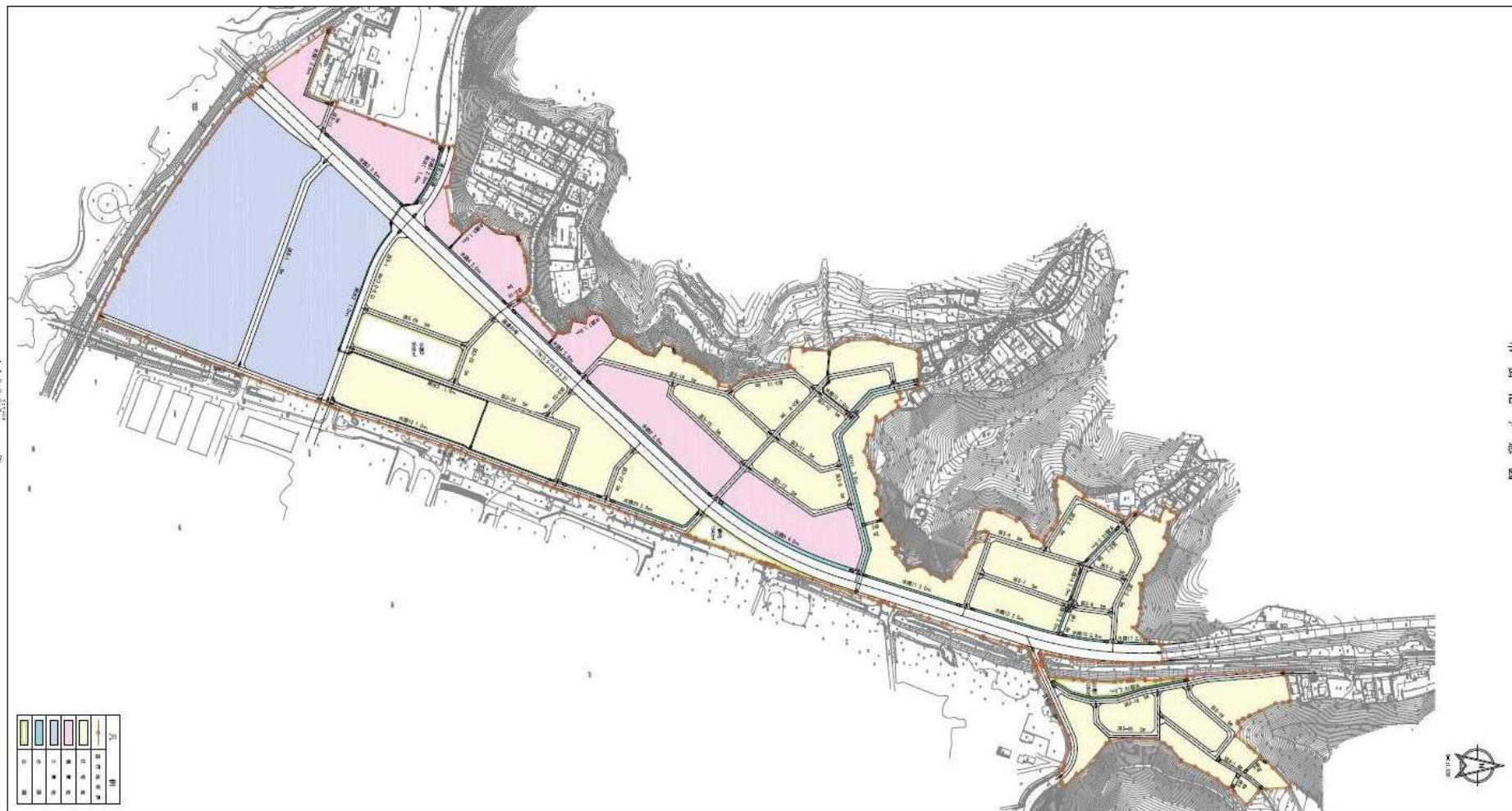
2. 復興事業実施スケジュールについて

復興事業実施スケジュール

進捗状況に応じて前後します



片岸地区



区画整理審議会に関するスケジュール(H25年度上期予定)

	H24年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
土地区画整理事業	(14日15日)	(7日)	(19日)	(2日)	(17日)	(27日) (28日)	(12日)(14日)	
	事業決定 事業認可	選挙人名簿作成の基準日(公告から二十日を経 過した日)	選挙人名簿の縦覧(二週間)	の公告 選挙人名簿確定及び委員数(所有・借地)	立候補届出受付開始	立候補届出受付終了 立候補者または投票を行わない旨の公告(投票ない場合)	投票及び開票	当選人の公告・通知
		審議会委員選挙 (14日間)			適宜審議会の開催			
							仮換地指定	

区画整理審議会の委員について

釜石市告示第151号

平成25年6月12日に執行した釜石都市計画片岸地区被災市街地復興土地
区画整理審議会委員選挙の当選人を、下記のとおり定めたので、土地区画整
理法施行令(昭和30年政令第47号)第35条第5項の規定に基づき公告する。

平成25年 6月14日 釜石市長 野田 武則

佐々木 昭一、佐々木 新治、佐々木 重人、山崎 長榮、柏崎 龍太郎、
小笠原 辰雄、植田 義人、山崎 規甫、山崎 長也 (敬称略)

学識経験者1名は選任中

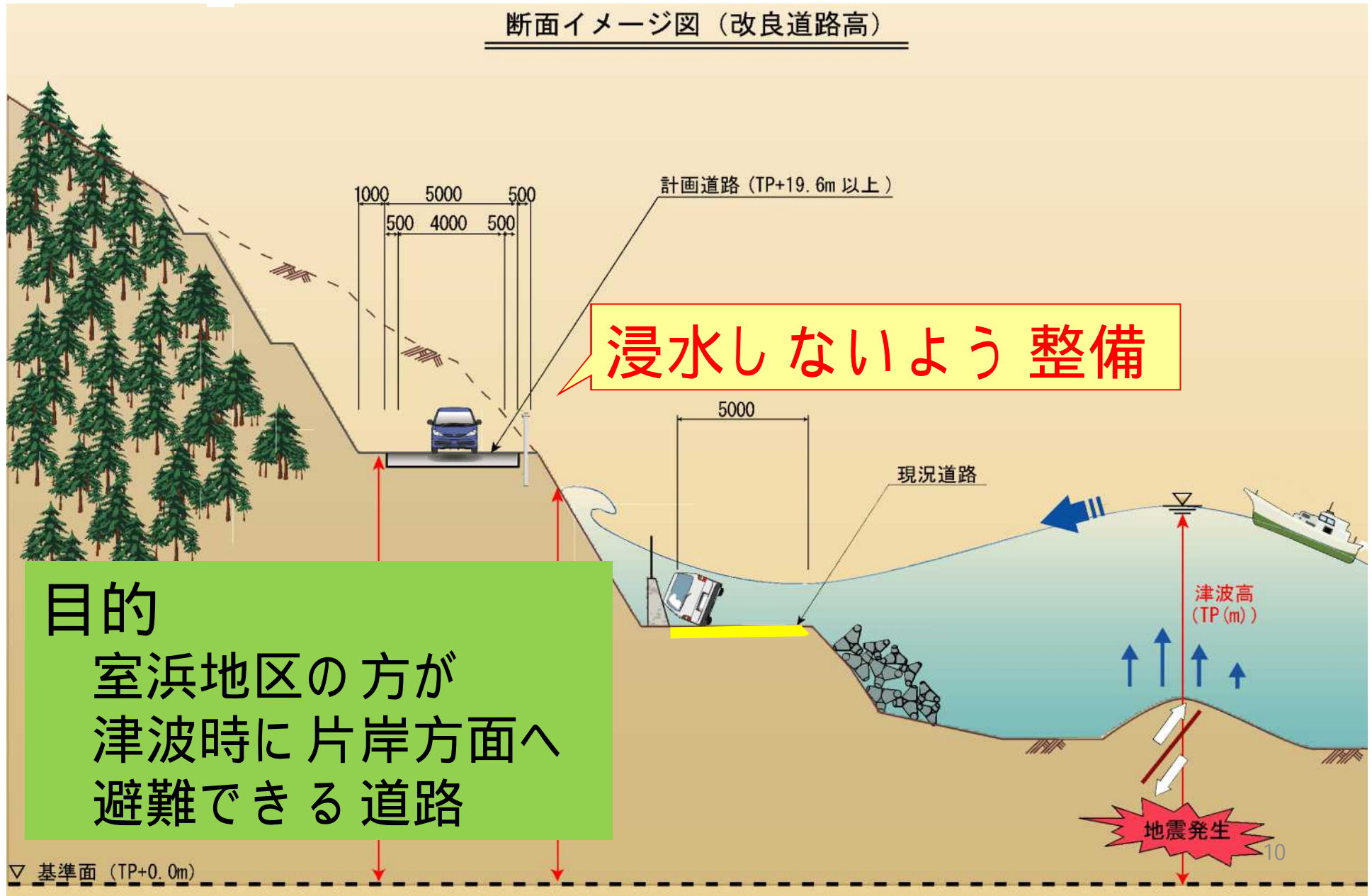
3. 県道吉里吉里釜石線の整備について

県道吉里吉里釜石線の 国道45号との接続方法

- 1 県道整備の目的
- 2 踏切案
- 3 陸橋案
- 4 アンダーパス案
- 5 浸水防止対策

1 県道整備の目的

断面イメージ図（改良道路高）



浸水しないよう 整備

目的
室浜地区の方が
津波時に片岸方面へ
避難できる道路

▽ 基準面 (TP+0.0m)

2 踏切案

< 設置の方法 >

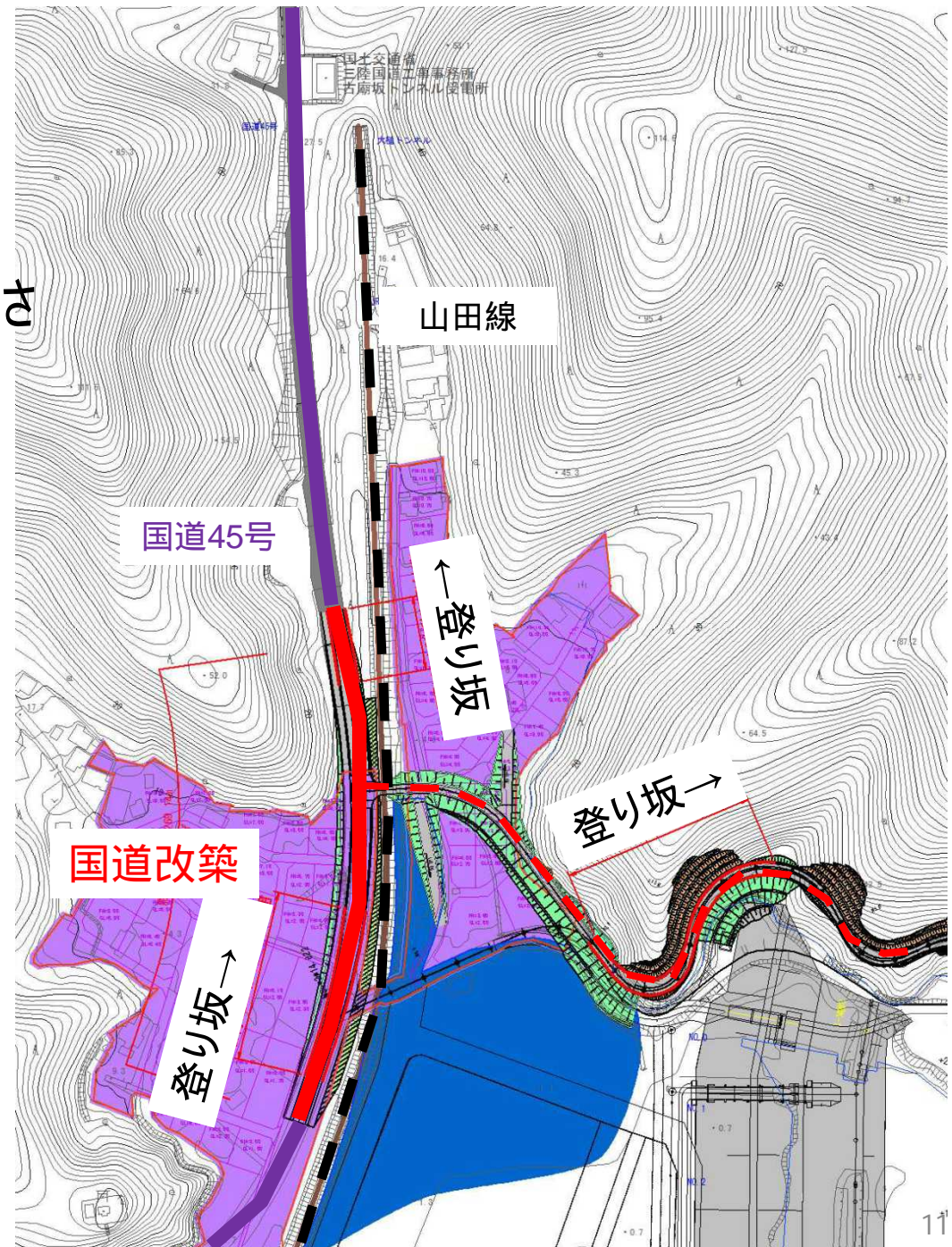
踏切： 国道・山田線の高さ

交差点： 平場にする必要

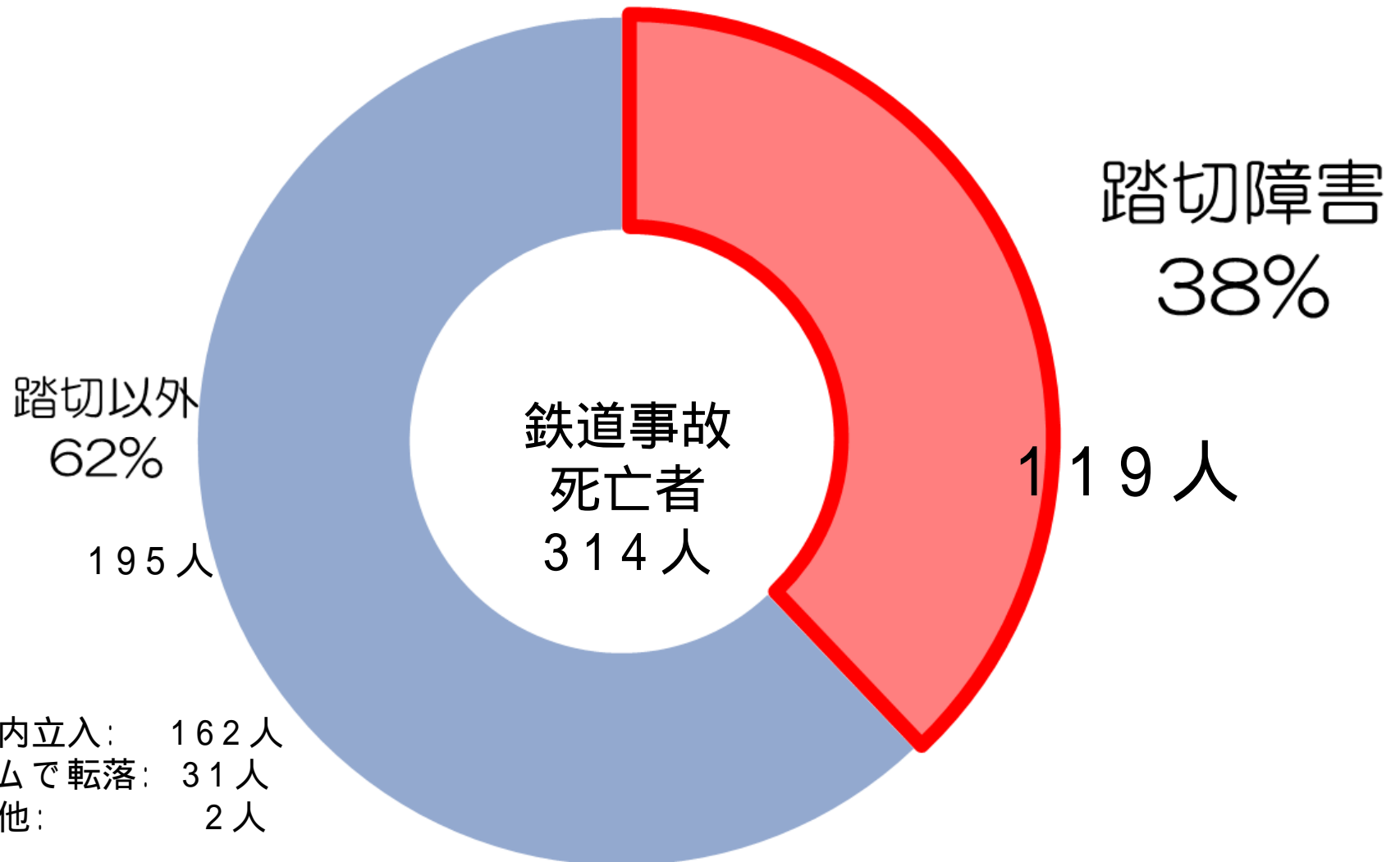
国道を改築して平場を作る

< 問題点 >

踏切「新設」不可
(事故)



2 - 1 鉄道事故死亡者の約4割が踏切事故



出典: 鉄軌道輸送の安全にかかわる情報(平成23年度)平成24年7月国土交通省
運転事故の種類別の件数及び死傷者数(平成23年度)

2 - 2 踏切の「新設」は不可

鉄道事故死亡者の約4割は踏切事故

国策： 既存踏切を立体交差化

- ・ S36 踏切道改良促進法

- ・ 「**鉄道は道路と**

平面交差(踏切)してはならない」

(H13 : 鉄道に関する技術上の基準を定める省令)

3 陸橋案

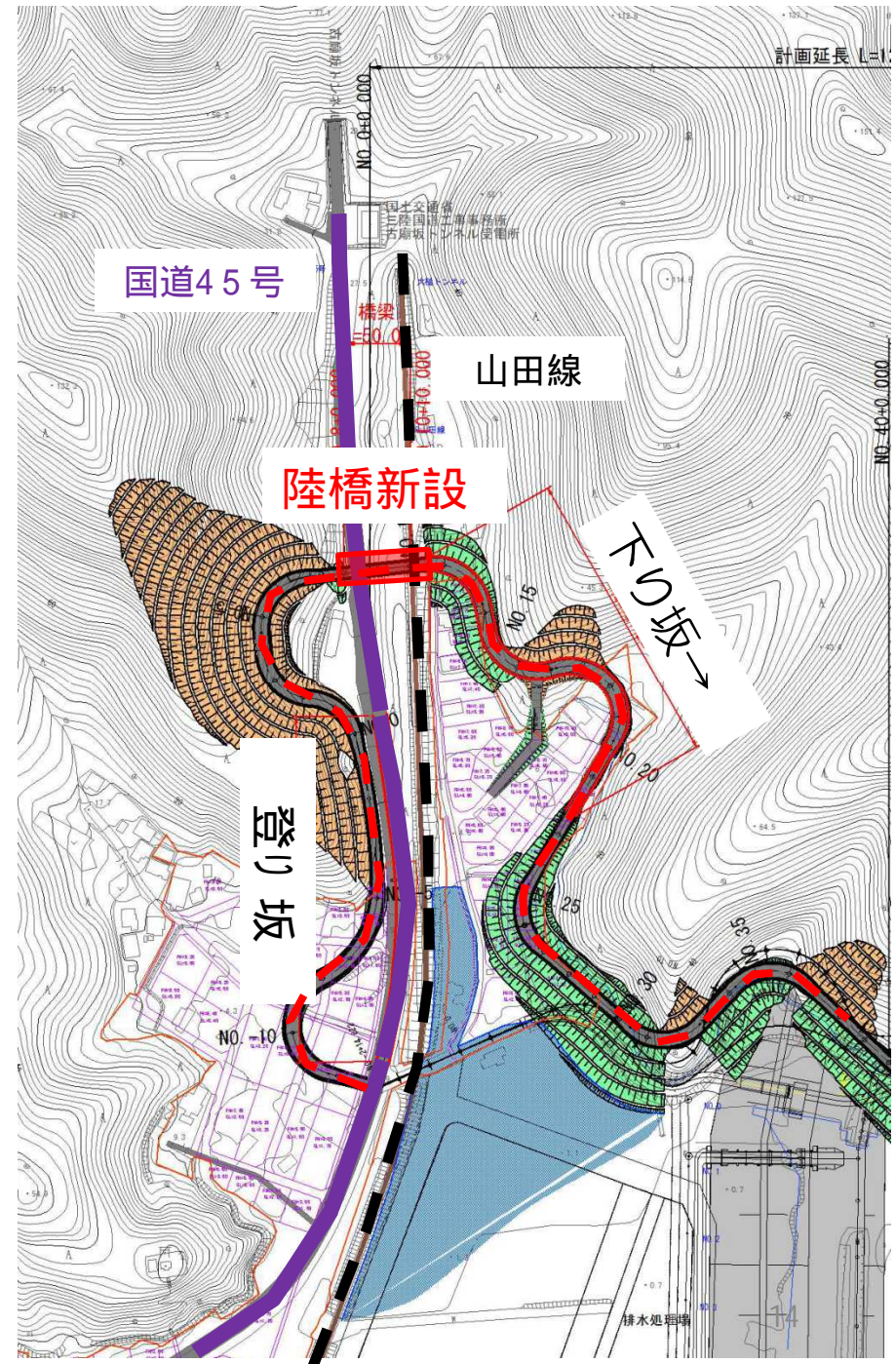
< 設置の方法 >

山田線の汽車より 高い陸橋

国道45号から 長い登り坂を作る

< 問題点 >

- ・ 遠回り (不便)
- ・ 道路工事の遅れ
防潮堤完成の遅れ



4 アンダーパス案

< 設置の方法 >

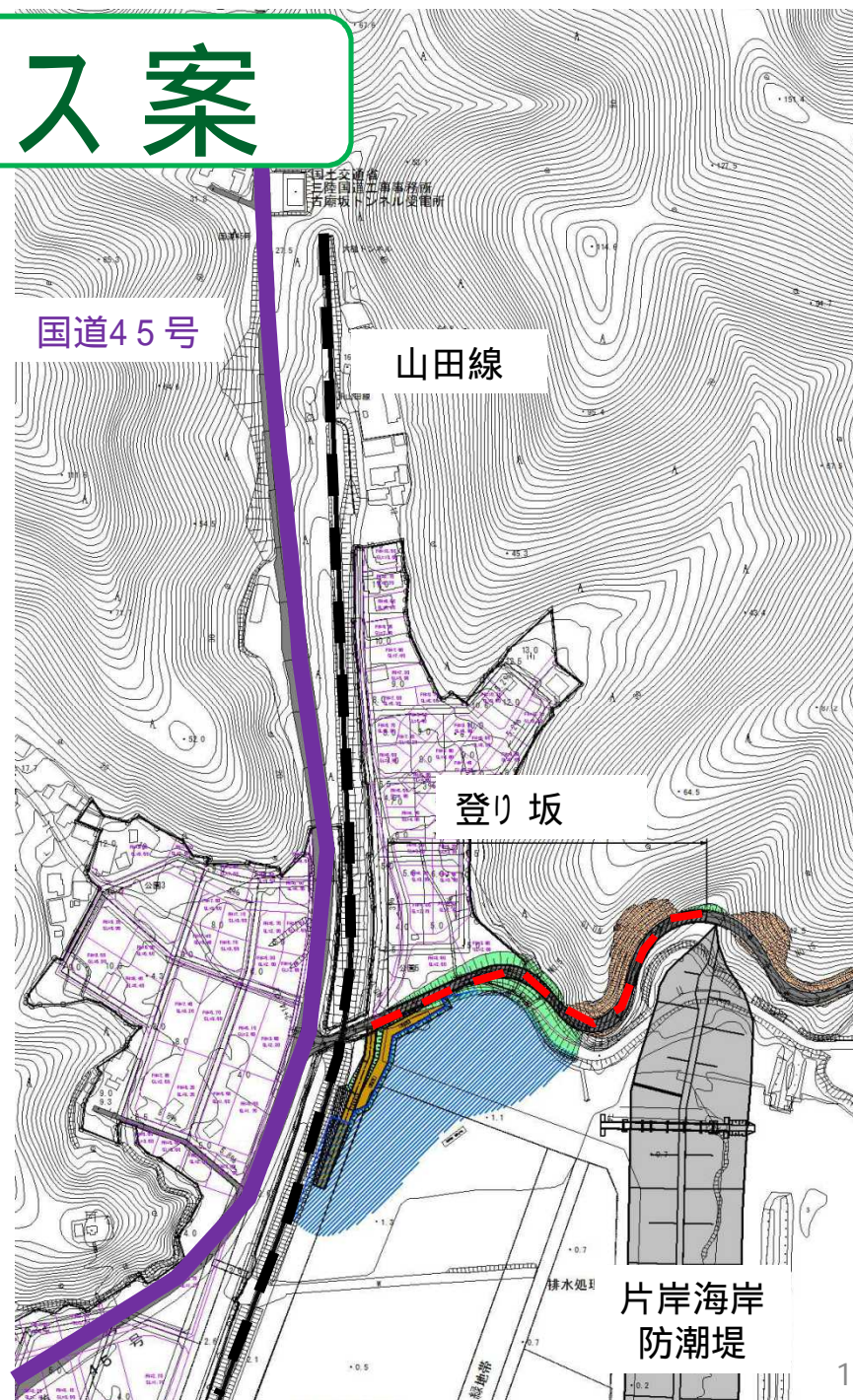
なし

(現況のまま山田線をくぐる)

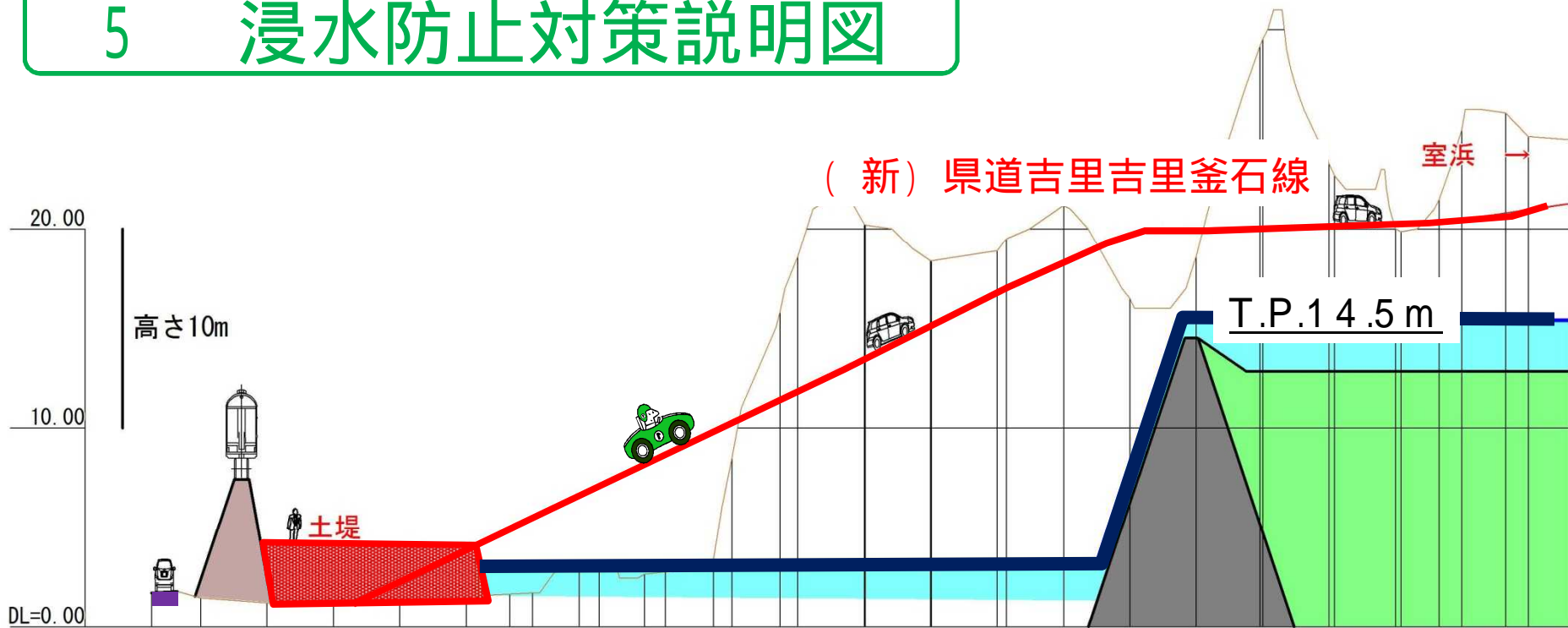
< 問題点 >

3・11 大津波では浸水する

浸水防止対策



5 浸水防止対策説明図



国道45号
山田線

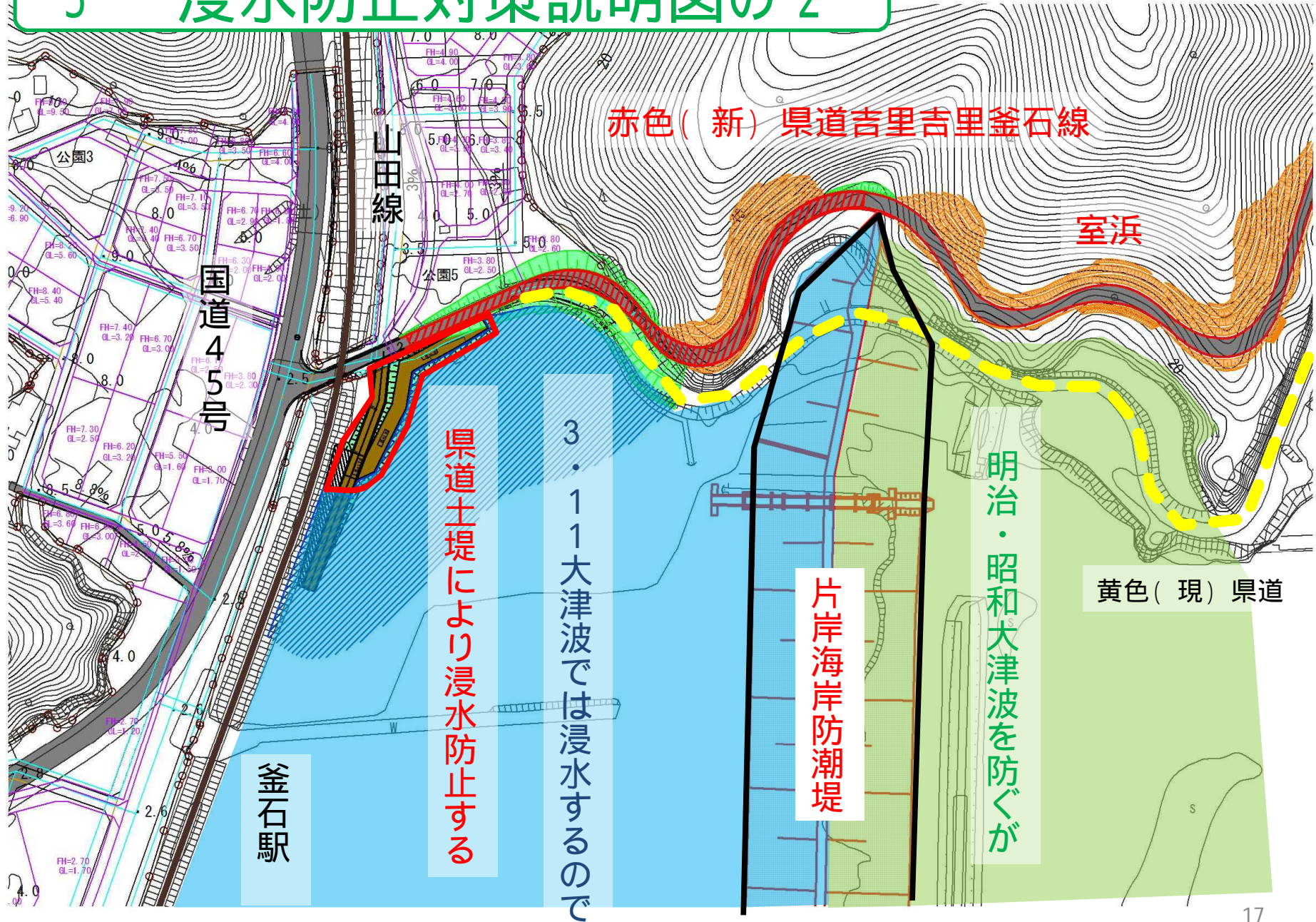
県道土堤により
浸水防止する

3・11大津波では
浸水するので

片岸海岸防潮堤

防ぐが
明治・昭和大津波を

5 浸水防止対策説明図の2



アンダーパス案 + 浸水防止対策

により、県道整備及び片岸地区の浸水防止を図ってまいります。

4. 住宅再建支援制度について

住宅を再建する際の支援制度

～これまでの制度～

- ・被災者生活再建支援制度(加算支援金)(国)
【支給額】最大200万円
- ・被災者住宅再建支援事業(県)
【補助額】最大100万円
- ・釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金(市)
【補助額】最大50万円
- ・災害復興住宅新築等工事助成事業(県)
【補助額】最大130万円
(バリアフリー90万円、県産材40万円)

今回拡充した制度

- ・釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金
【補助額】最大50万円 最大100万円に拡充
- ・住宅が全壊又は半壊以上で解体した世帯の方が市内に住宅を建設・購入する(した)場合に補助します。
- ・複数世帯の場合100万円、単身世帯75万円
 - ・災害公営住宅に入居した世帯は対象外。
 - ・被災時に遡って適用。
 - ・既に補助金を受領している方は差額を支給。

今回拡充した制度

・釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金
(利子補給)

【補助額】最大250万円(新規)

・住宅が全壊又は半壊以上で解体した世帯の方が
市内に住宅を建設・購入する(した)場合、金融機
関から融資を受けた際の利息分を補助します。

- ・利息分を一括して支給。
- ・被災時に遡って適用。

今回拡充した制度

- ・釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金
(移転引越補助)

【補助額】一律5万円(新規)

- ・被災した方が市内に住宅を建設・購入又は復興公営住宅等に入居する場合、引越に係る費用として一律5万円を補助。

被災時に遡って適用。

今回拡充した制度

・釜石産木材活用住宅推進事業

【補助額】**最大100万円**

釜石産木材を利用して住宅を新築する場合、木材の使用量に応じて助成します。

- ・被災時に遡って適用。
- ・県産材の補助を受けていても、重複して補助を受けることができます。

モデルケース

災害危険区域内で被災した方が事業区域外に土地を1,000万円で購入し、スクラムかみへい住宅で約30坪、1,050万円の住宅(ベーシックプラン1)で再建する場合

市産材21m³、バリアフリー住宅で

補助金総額:565万円

残額1,485万円(全額を20年ローンにした場合、その利息分251万円を補助)

利息は、がけ地近接等危険住宅移転事業の補助金が適用となります。

モデルケース

スクラムかみへい住宅で約48坪、2,228万円の住宅(ベーシックプラン4)で再建する場合

市産材33m³、バリアフリー住宅で

補助金総額:630万円

残額1,598万円(全額を20年ローンにした場合、その利息分270万円のうち250万円を補助)

5 . 私的整理ガイドラインについて

6 . 意見交換
